千葉市文化財保存活用地域計画

令和７年１２月

千葉市／千葉市教育委員会

目次

序章

1 計画作成の背景と目的 ..... - 1 -

（1）計画作成の背景 ..... - 1 -

（2）計画作成の目的 ..... - 1 -

2 地域計画の位置付け ..... - 3 -

（1）地域計画の位置付け ..... - 3 -

（2）千葉県の指針 ..... - 3 -

（3）上位計画 ..... - 4 -

（4）主な関連計画 ..... - 4 -

（5）個別の保存活用計画 ..... - 10 -

3 計画期間 ..... - 11 -

4 対象となる文化財の定義 ..... - 12 -

第1章　千葉市の概要

1 自然・地理的環境 ..... - 13 -

（1）位置 ..... - 13 -

（2）地形 ..... - 14 -

（3）植生 ..... - 15 -

（4）気候 ..... - 15 -

2 社会的状況 ..... - 16 -

（1）人口 ..... - 16 -

（2）交通 ..... - 17 -

（3）産業 ..... - 18 -

（4）景観 ..... - 19 -

（5）市内の博物館、美術館等展示施設 ..... - 20 -

3 歴史的背景 ..... - 21 -

（1）原始・古代 ..... - 21 -

（2）中・近世 ..... - 25 -

（3）近・現代 ..... - 29 -

第2章　千葉市の文化財の概要

1 文化財の指定・登録状況 ..... - 32 -

（1）指定等文化財 ..... - 32 -

（2）未指定文化財 ..... - 33 -

2 文化財の概要 ..... - 34 -

（1）有形文化財 ..... - 34 -

（2）無形文化財 ..... - 39 -

（3）民俗文化財 ..... - 39 -

（4）記念物 ..... - 40 -

（5）文化的景観 ..... - 41 -

第３章　千葉市の歴史文化の特徴
１ 歴史文化の特徴 - 43 -
（１）歴史文化を捉える視点 - 43 -
（２）歴史文化の特徴 - 44 -
第４章　計画の基本理念と基本方針
１ 文化財の保存・活用に関する基本理念と基本方針 - 46 -
（１）基本理念 - 46 -
（２）基本方針 - 46 -
第５章　文化財の保存・活用に関する課題・方針
１ これまでの文化財の保存・活用の取組み - 48 -
２ 文化財の保存・活用に関する課題と方針 - 49 -
（１）文化財の価値・魅力を「知る」 - 49 -
（２）みんなで文化財を「活かす」 - 51 -
（３）文化財を先の世代まで「守る」 - 52 -
第６章　文化財の保存・活用に関する取組み
１ 文化財の保存・活用に関する取組み - 53 -
（１）文化財の価値・魅力を「知る」 - 53 -
（２）みんなで文化財を「活かす」 - 55 -
（３）文化財を先の世代まで「守る」 - 57 -
第７章　文化財の保存・活用の推進体制
１ 文化財の保存・活用の推進体制 - 59 -
（１）千葉市の体制 - 59 -
（２）市民・地域との連携強化 - 59 -
（３）推進体制整備の方針 - 59 -
（４）防災・防犯における連絡体制 - 63 -
２ 計画の進捗管理と自己評価の方法 - 63 -

巻末資料
１ 計画作成の経過 - 64 -
（１）計画作成の体制 - 64 -
（２）計画作成の経過 - 66 -
（３）市民講座の経過 - 67 -
（４）ワークショップ - 73 -
２ 既存文化財調査の報告書リスト - 76 -

序章

1 計画作成の背景と目的

（1）計画作成の背景

千葉市には、今から35,000年前の旧石器時代までさかのぼる豊かな歴史的背景があります。中でも特別史跡加曽利貝塚をはじめとした縄文時代の貝塚集落は、全国を圧倒する規模と数を誇り、これは千葉市域が食料資源に恵まれた豊かな自然環境を有していたことを物語っています。その豊かな自然環境の一端を示すものとして、植物学者の大賀一郎博士が約 2,000 年の時を経て発芽・開花させることに成功したオオガハスは、本市の象徴（「市の花」）となっています。

また、中世においては、鎌倉幕府の成立に大きく貢献した千葉氏が、現在の中央区亥鼻（いのはな）付近に居を構えたことを機に、都市としての千葉の歴史が始まりました。近世になると、江戸と房総半島の内陸部を結ぶ中継地となり、発展を遂げました。

明治時代に入り、県都・軍郷（ぐんごう）として発展したことで都市化が進み、人口が急増しました。さらに戦後の復興や高度経済成長期以降の開発・埋立てなどにより、都市化と人口増加は加速度的に進み、平成4(1992)年の政令指定都市移行後も成長しています。

このような発展によりまちは著しく活性化しましたが、それと同時に、都市化により農村の原風景は減少し、他地域からの人口流入により旧来のコミュニティが失われ、生活様式や価値観の変化などにより伝統的な民俗文化が消滅するなど、文化財を取り巻く社会状況は目まぐるしく変容してきました。

こうした背景にあって、国は平成31(2018)年の文化財保護法の一部改正で、地域住民と行政が一体となり、地域の文化財を後世に継承するための体制整備を目的とし、「文化財保存活用地域計画」の作成を制度化しました。

また、千葉県は令和 2(2020)年に、千葉県の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、市町村の独自の魅力を活かしつつ一方で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むための共通の基盤として「千葉県文化財保存活用大綱」を示しました。

千葉市の文化財保護行政において、昭和33(1958)年の「千葉市文化財保護条例」の制定とともに、千葉市の文化財を取り巻く大きな転換点となったのが、昭和 30 年代後半に起きた加曽利貝塚の保存運動です。この運動は、加曽利貝塚を開発の危機から救い、市民が中心となって郷土の文化財を保護した、わが国における文化財保護行政の基礎を築いた大きな出来事で、千葉市における文化財保護思想の根幹にあるものです。

近年は、戦後に流入した住民を含む新たなコミュニティが形成され、住民が主体となって地域の歴史や文化の見直しが行われるなど、文化財を保存・活用していく機運は上昇傾向にあるといえます。

また、千葉市は、「加曽利貝塚」、「オオガハス」、「千葉氏」、「海辺」の 4 つの地域資源を、千葉市らしさを形成する都市アイデンティティとして位置づけ、文化財を活用する取組みを進めています。

（2）計画作成の目的

千葉市では、前述のような地域の歴史や文化の見直しの動きを、さらなる文化財の保

存・活用の機会と捉えています。これまでは、史跡や建造物など個別の文化財に対して、行政や所有者、一部の市民がそれぞれの状況に合わせて対応を進めてきました。今後、市内に多く残る多種多様な文化財を確実に保存・活用していくには、計画的かつ組織的に取り組む必要があります。

そこで、文化財の保存・活用に関する基本方針を定め、これに沿った具体的な方針と取組みを示すために、千葉市文化財保存活用地域計画(以下、地域計画)を作成しました。

この地域計画は、より多くの市民が、自分の住む地域の歴史や文化財の持つ新たな価値や魅力を知り、これまで以上に文化財への愛着を深め、文化財を守り伝えていく担い手であるという意識を共有することを目指します。

今後はこの地域計画に基づき、市民目線を取り入れるなどして、市民や所有者、行政などが互いに協力し合い、文化財の保存・活用に計画的に取り組み、文化財を活かした魅力溢れるまちづくりを行っていきます。

2 地域計画の位置付け

（1）地域計画の位置付け

地域計画は、千葉市基本計画を上位計画とする、市内の文化財の保存・活用に係るマスタープラン兼アクションプランです。

文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、千葉県文化財保存活用大綱との整合をとりつつ、その他の関連計画と連携、調整を図っています。

地域計画における上位計画と連携する主な関連計画との位置付けを以下のように整理しました。次ページ以降に、市が運用している計画について概要を記載します。

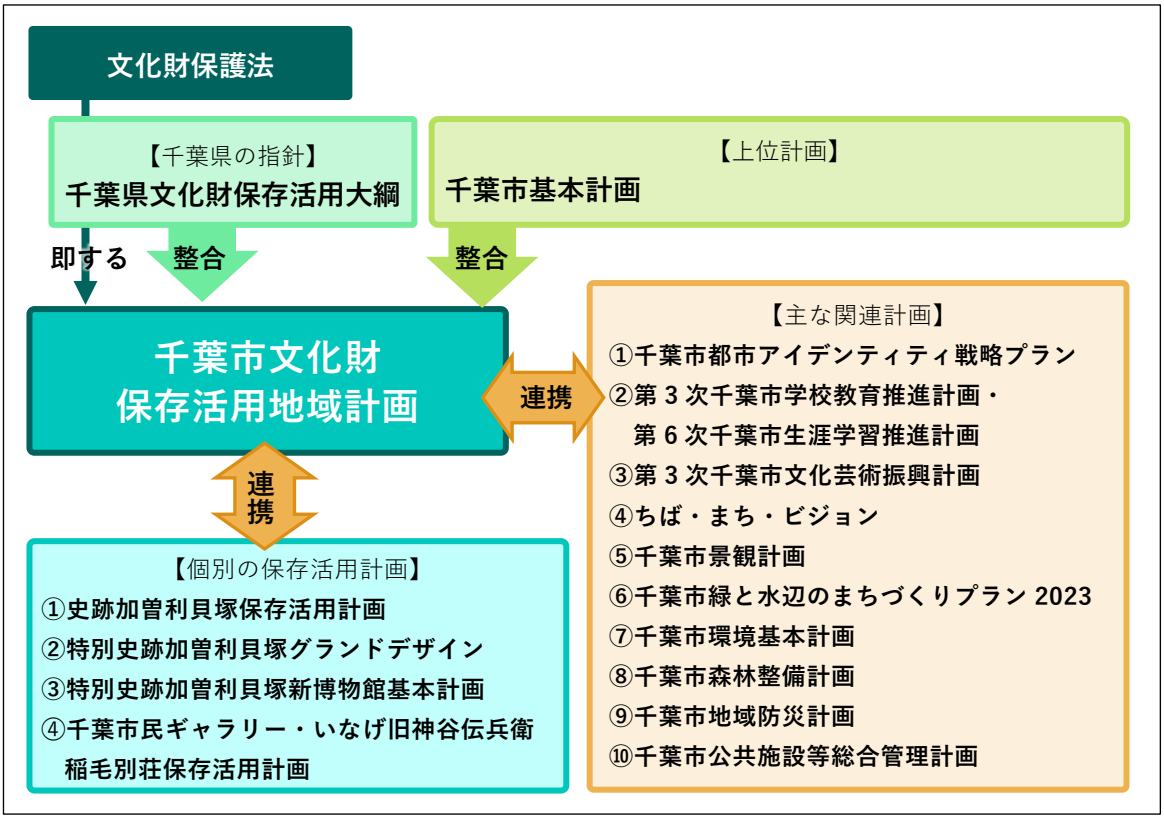

上位・関連計画における地域計画の位置付け

（2）千葉県の指針

千葉県文化財保存活用大綱

令和 2(2020)年 10 月制定

文化財保護法第 183 条の 2 の規定に基づき、千葉県における「文化財の保存及び活用の総合的な政策の大綱」として定められました。

千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像は、「県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む。」で、この将来像の下に、県・市町村が保存・活用のために講ずる措置、市町村及び文化財所有者等への支援、防犯・防災及び災害発生時の対応、県における文化財の保存・活用の推進体制等を示しています。

（3）上位計画

千葉市基本計画

総合政策局総合政策部政策企画課、令和 4(2022)年 9 月議決、計画期間：令和 5 ～14(2023～32)年度

目指すべき 10 年後の未来の千葉市の姿を「みんなが輝く　都市と自然が織りなす・千葉市」とし、まちづくりに向けた戦略的視点として、「100 年先に引き継ぐ　持続可能なまちづくり」、「ゆとりを生み・活かす　創造的なまちづくり」、「世界とつながる　多様性を活かしたインクルーシブなまちづくり」、「都市機能の集積を活かした地域経済・社会の活性化」を掲げています。

文化財の保存・活用については、まちづくりの総合 8 分野の 6「文化芸術・スポーツ」、政策 1「文化芸術が生まれ、広がる環境を創る」の施策 2「文化財の保全・活用」に記載しています。「加曽利貝塚をはじめ市内に数多く残る貝塚の価値と魅力を高め、未来へつないでいくとともに、テクノロジーも活用しながら文化財の保護・活用を進め、市内外の人々が文化財に親しみ、学べる環境づくりを進めます。」としています。主な取組みに、加曽利貝塚の整備・活用の推進、文化財のデジタルアーカイブ化、デジタルミュージアムの構築・推進の 3 つを挙げています。

（4）主な関連計画

①千葉市都市アイデンティティ戦略プラン

総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課、平成 28(2016)年 4 月策定、令和 4(2022)年 3 月改定
目標年次：令和 8 (2026)年度

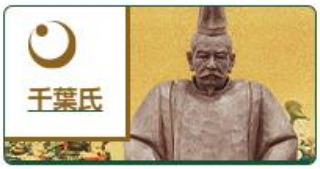

「千葉市らしい」まちづくり・ひとづくり・くらしづくりを進め、その積み重ねを通じて本質的な、中核となる、「都市アイデンティティ」を確立するため、地域資源を活用した取組みを戦略的に進めることをねらいとして策定したプランです。

これによって、市民の愛着や誇りを醸成（じょうせい）し、市外の認知や評価を獲得して、国内外に存在を強くアピールすることで、「住み続けたい」、「住んでみたい」、「訪れてみたい」、そして「選ばれる」都市となれるよう、中長期的な観点から統一的・体系的に実効性のある取組みを進めます。

市民アンケート等をふまえて、千葉市の歴史や地理に根差した重要な地域資源である「加曽利貝塚」、「オオガハス」、「千葉氏」、「海辺」を柱とし、都市アイデンティティ確立のために取組みを進めてきました。令和 4 (2022)年に、計画期間の前半 5 年が経過したことから、千葉開府 900 年となる令和 8(2026)年度に向けて都市アイデンティティ確立のための取組みを効果的に進めるため、中間見直しを実施しました。「ソフト・ハード両面での展開」、「地域資源の関連付けによる活用」、「歴史が現在・未来につながる展開」、「官民の多様な主体による取組みの推進」という 4 つの推進の視点に、「戦略的なプロモーションの実施」、「社会的変化への対応」という 2 つを加え、都市アイデンティティの確立を推進しています。

②第 3 次千葉市学校教育推進計画・第 6 次千葉市生涯学習推進計画

教育委員会事務局学校教育部教育改革推進課・教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
令和 5 (2023)年 3 月策定、計画期間：令和 5 ～14(2023～32)年度

教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。第 3 次千葉市学校教育推進計画は目指すべき子どもの姿を「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」とし、実現するための教育目標に「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を掲げています。

第 6 次千葉市生涯学習推進計画は目指すべき姿を「一人ひとりが学びを通して成長しみんなが輝くまち　千葉市」とし、実現するための目標を「新しい時代の市民の学びを支え、生活や地域・社会に活かし、多様な主体と連携・協働を図り持続可能な社会を形成できる環境をつくる」としています。基本施策 2-1「郷土や地域への愛着を深める学習機会の提供」は、郷土や身近な地域の理解を深める講座・事業の充実、特別史跡加曽利貝塚の魅力向上、縄文文化調査研究の推進、千葉氏をはじめとする郷土の歴史に関する企画展の実施、千葉氏に関する調査研究の推進、郷土博物館の充実、千葉市史史料編近現代の刊行、文化財の保存･活用の推進、地域情報サービスの充実をアクションプランに挙げています。また、基本施策 1-1「生涯学習の普及啓発」は、加曽利貝塚博物館や郷土博物館等におけるイベントの実施を挙げています。基本施策 3-1「地域の担い手となる人材の発掘・育成」は、博物館等におけるボランティアの発掘・育成を、基本施策 3-2「市民の参加・協働による学習成果の活用」は、博物館等施設ボランティアによる学習機会の提供(施設ボランティアによる各種講座の開催や来館者への案内等)を挙げています。

③第 3 次千葉市文化芸術振興計画

市民局生活文化スポーツ部文化振興課、令和 6 (2024)年 3 月策定
計画期間：令和 6 ～15(2024～33)年度

文化芸術基本法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく、地方文化芸術推進基本計画です。平成 11(1999)年策定の「千葉市文化振興マスタープラン」のもと、第 1 次・第 2 次千葉市文化芸術振興計画を推進してきましたが、千葉市を取り巻く状況の変化を加味し、千葉市文化振興マスタープランと千葉市文化芸術振興計画を統合、整理し、「文化芸術による人づくり、まちづくり、未来づくり」、という新たな理念、目指すべき姿、基本目標、重点取組みを定めました。基本目標 3「千葉市ならではの文化芸術による新たな価値の創造」で、「美術品や文化財の継承と魅力の発信」を施策の 1 つに挙げています。

④ちば・まち・ビジョン

都市局都市政策課、令和５(2023)年９月策定、計画期間：令和５～14(2023～32)年

都市づくりやまちづくりを進めるうえでの基本的な指針である３つのマスタープラン(「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」、「立地適正化計画」)を統合したもので、都市づくり・まちづくりの基本的な方向性を定め、個別の都市計画を定める際や「ちば・まち・ビジョン」の目標実現に向けた取組み施策等の指針となることを目的としたものです。

ちば・まち・ビジョンは、都市の生い立ちや地域の資源等を読み解き、市民のライフスタイルから見た「目指すべき都市の姿」を企画立案し、その実現に資する公共及び民間事業を総合的かつ戦略的にプロデュースする「都市デザイン」の考え方を踏まえ、「ウォーカブル(歩きたくなる)、リバブル(暮らしやすい)、サステナブル(持続可能)な美しく心地よい千葉へ」を目標としたうえで、「緑と水辺の豊かな都市づくり・まちづくり」、「コンパクトで賑わいのある都市づくり・まちづくり」、「安全・安心な都市づくり・まちづくり」の３つの視点から都市づくり・まちづくりの目標を定めています。また、都市を構成する要所(ツボ)となる９つのエリアを定め、各エリアの将来像や都市づくり・まちづくりの方向性を示しています。ちば・まち・ビジョンの実現に向けた「コンパクトで賑わいのある都市づくり・まちづくり」における都市空間に関する取組みの中で、歴史的資産を活かした「千葉らしさ」を感じるまちづくりを目的とした「中央公園・通町(とおりちょう)公園の連結強化」や「特別史跡加曽利貝塚の魅力向上(史跡の整備、集客力の向上)、新博物館の整備」を位置付けています。

⑤千葉市景観計画

都市局都市部都市計画課都市デザイン室、平成 22(2010)年 12 月策定、令和５(2023)年９月改定

景観法に基づき景観形成の理念を掲げ、市民・事業者と市の協働による、より魅力ある景観づくりの施策を展開するため、景観形成に関するマスタープランとして策定しました。

千葉市の景観は、海浜部の「うみ」の景観、市街地の「まち」の景観、田園の「さと」の景観に大きく区分できることが特徴です。それぞれの特徴と魅力を活かし、千葉市らしい景観づくりを目指し、景観形成の柱となる５つの目標・基本方針を定めています。

また、それぞれの場所に合ったきめ細やかな景観形成を誘導するため、配慮指針を定めており、「緑豊かで秩序のある街並み景観の形成を図る」や「オープンスペースによるにぎわいある景観の形成を図る」という指針のほか、「海際の記憶を残す景観を継承する」や「歴史を感じさせる資源を保全・活用する」等の指針を定めています。

⑥千葉市緑と水辺のまちづくりプラン 2023

都市局公園緑地部緑政課、令和 5 (2023)年 5 月策定、計画期間：令和 5 ～14(2023～32)年度

都市緑地法第 4 条に基づく、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する法定計画です。千葉市の豊かな緑と水辺を次世代に引き継ぐため、市民をはじめとする多様な主体と行政が連携・協力して取り組む、千葉市の緑と水辺のまちづくりの基本方針を示しています。

「縄文より続く 住みやすいまち 訪れたいまち を次世代に」を計画のテーマに、「緑と水辺に関わる人々」、「近隣レベル」、「全市レベル」の 3 つの視点から、千葉市の緑と水辺の目指す姿を掲げています。

そして、その実現のため、グリーンインフラ※の考え方に基づく取組みの推進、河川を活用したまちづくりの推進、都市デザインの考え方に基づく個性と魅力あふれる都市空間の形成を重要視し、具体的な取組みを、グリーンインフラの構成要素である 9 つのフィールド(海辺、川辺、公園、街路樹、宅地、花の空間、空閑地、農地、谷津田・森林)と緑と水辺が担うグリーンインフラの 5 つの効用(環境、防災、景観、健康、コミュニティ)で表現し、緑と水辺のまちづくりに関する 55 の施策を位置づけています。

緑と水辺に係る歴代の計画より、緑と水辺の骨格を維持するとともに、次世代へ継承することを目指し、緑と水辺の骨格上や骨格軸が交差する地点に加曽利貝塚縄文遺跡公園をはじめとする大規模公園を政策的に配置してきました。これらの魅力を高め、すごしたくなる緑と水辺の 11 の拠点づくりを目指すこととしています。

※グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める考え方。

⑦千葉市環境基本計画

環境局環境保全部環境総務課、令和 4 (2022)年 3 月策定、計画期間：令和 4 ～14(2022～32)年度

千葉市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する目標や総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた計画です。望ましい環境都市の姿を「自然や資源を大切に、みんなでつくる持続可能なまち・千葉市」として、これを環境の各分野から支える 5 つの「環境の柱」を設定しています。環境の柱 3「自然と調和・共存し、緑と水辺の良好で多様な環境を次世代に引き継ぐ」の基本目標 3-3 として「地域の自然・文化が育む景観を保全・創造する」を設定しており、施策の方向性に地域の特性を活かした都市景観づくりや歴史的遺産の保全継承を掲げています。

⑧千葉市森林整備計画

経済農政局農政部農政センター農業経営支援課、令和 5(2023)年 4 月樹立
計画期間：令和 5～14(2023～32)年度

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定めた森林づくりのマスタープランです。保健・文化機能を有する森林について「保健休養を目的とした林内活動や価値ある植生、景観の維持を考慮しつつ、森林の状況に応じて適切な施業を行います。」としています。

⑨千葉市地域防災計画

総合政策局危機管理部危機管理課、令和 5 (2023)年 12 月修正

災害対策基本法第 42 条に基づき、千葉市防災会議が作成する、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画です。文化財に関して災害発生前に行う対策については(共通編)に、災害発生後の応急対策については(災害応急対策編)に、以下のように示しています。

共通編　第 2 章　災害予防計画
第 3 節 被害の軽減 ＞第 1　地震火災の防止
1 出火の防止
(8)文化財の保護 【消防局、教育委員会】
重要な建造物については、政令に基づき消防用設備等の設置を図り、火災に対しての防護措置をとる。また、毎年、文化財防火デー(1 月 26 日)を期し、教育委員会、消防局共同で査察指導を行う。

災害応急対策編　第 1 章　地震対策計画、第 2 章　風水害・雪害・火山災害対策計画
第 18 節 公共施設等の応急対策＞第 4 その他の社会公共施設
3 文化財の保護
(1)文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は、直ちに消防機関へ通報するとともに、本部(教育長)へ被害の状況を報告する。
(2)教育長は、所有者、管理者等から被害の状況について報告を受けたときは、速やかに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置をとるよう指示する。
(3)関係機関は、被害を受けた文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講じる。

災害応急対策編　第 1 章　地震対策計画　附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画
第 3 節 警戒宣言発令に伴う対応措置＞第 8 不特定多数の人が集まる施設※の対策
1 警戒宣言が発令されると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議のうえ閉館し、個人使用形態をとる施設はただちに閉館する。
2 施設利用者に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。
3 職員の役割分担を行い、施設設備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。
4 市が主催又は共催する行事は中止し、警戒宣言が発令されている間は、休館とする。
5 他の行事等は、主催者等と協議の上、中止する。
※市民ギャラリー・いなげ(市民局、上記 1～5 を行う)
※郷土博物館、加曽利貝塚博物館、埋蔵文化財調査センター(教育委員会、上記 1～3 を行う)

災害応急対策編　第 3 章　大規模事故災害対策計画
【事故災害種別対策】第 1 節 大規模火災対策計画＞第 2 予防計画
8 火の使用制限等 【消防局】
(1)火災予防条例による火の使用制限＞ア 一定の場所における喫煙・たき火等の制限
劇場、映画館等の舞台・客席や百貨店・スーパーマーケット等の売り場及び文化財等での喫煙の制限や可燃性の物品その他可燃物の近くにおけるたき火の禁止等を規定し、これを遵守するよう指導する。
11 文化財の防火対策 【消防局、教育委員会】
文化財建造物は木造建築が多く、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。
(1)消防設備の設置・整備
文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。
防火施設の整備にあたっては、重要文化財(建造物)については、「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針(令和 3 年 12 月 6 日文化庁文化資源活用課長裁定)」に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財(建造物)についても、本指針を勘案して行う。

(2)防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

⑩千葉市公共施設等総合管理計画

財政局資産経営部資産経営課、令和5(2023)年3月改定、計画期間：令和2～11(2020～29)年度

公共施設等を取り巻く現状と課題を総合的に踏まえ、中長期的な視点から「千葉市資産経営基本方針」に基づく資産マネジメントの取組みや資産保有の最適化の取組みを推進し、将来にわたり市民サービスを安定的かつ継続的に提供することを目的に、公共施設等の総合的な管理のあり方について定める計画です。

文化財に関連する公共施設は、文化施設(美術館や市民ギャラリー・いなげ等の文化施設、博物館等、千葉市ゆかりの家・いなげや旧生浜町役場庁舎(きゅうおいはままちやくばちょうしゃ)の文化財等)があり、今後の方向性を示しています。

『千葉市公共施設等総合管理計画』における施設グループ【カ 文化施設】の取組みの方向性

文化施設(市民会館、ホール、美術館、市民ギャラリー・いなげ)

・現状の利用状況や人口動態等から、将来のニーズを精査するとともに、機能が類似している各施設の機能統合や連携について検討します。

・そのうえで、施設利用の効率性を上げるために、集約化・複合化等を推進します。

博物館等(博物館、科学館、埋蔵文化財調査センター)

・現状の利用状況や人口動態等から、将来のニーズを精査するとともに、機能が類似している各施設の機能統合や連携について検討します。そのうえで、施設利用の効率性を上げるために、複合化等を推進するとともに、民間活力の導入による管理・運営の効率化やコストの縮減を検討します。

・特別史跡加曽利貝塚の魅力と集客力の向上を図るため、史跡内の整備を進めるとともに、加曽利貝塚博物館は、令和4年2月に策定した「特別史跡加曽利貝塚新博物館基本計画」に基づき、新たな博物館の整備を進めます。

・科学館は、市民の科学に対する興味・関心を高められるよう、プラネタリウム設備の更新等、施設・サービスの充実を図ります。

・埋蔵文化財調査センターは、今後、収蔵スペースが不足することが予測されるため、大規模改修等が必要な場合は、立地、規模を含めた事業のあり方を検討し、学校跡施設等の活用や他事業との統合や複合化も含めた施設配置を検討します。

・郷土博物館は、千葉氏をはじめとする郷土の歴史がわかる博物館とするため、展示リニューアルについて検討します。

文化財等(千葉市ゆかりの家・いなげ、旧生浜町役場庁舎)

・文化財としての価値を損なわないよう修繕を行いながら、より多くの方に見学してもらえるよう運営方法の工夫に努めます。

（５）個別の保存活用計画

①史跡加曽利貝塚保存活用計画

教育委員会事務局生涯学習部文化財課、平成 29(2017)年１月策定

史跡加曽利貝塚における保存、活用、整備の基本方針を定めるとともに、それを実現するための方法を示した計画です。加曽利貝塚は、2,000 年もの間、この地に住み続けた人々が創りあげた日本最大級の規模を誇る貝塚で、自然との共生を実現し、持続可能な社会を築いていた証です。この貴重な歴史遺産である加曽利貝塚の価値を未来へ守り伝え、多くの人々が史跡に親しむことで、その価値を広く知ってもらうことを目的としています。

②特別史跡加曽利貝塚グランドデザイン

教育委員会事務局生涯学習部文化財課、平成 31(2019)年２月策定

『史跡加曽利貝塚保存活用計画』に基づき、貝塚として初めて国の特別史跡に指定された加曽利貝塚とその周辺地域の一体的な整備活用の将来像を描いたものです。加曽利貝塚に関わる人々が同じ目標に向かって進むための羅針盤としての役割を持ちます。加曽利貝塚と周辺の自然環境の特性を踏まえたうえで、整備対象エリアを設定し、「特別史跡としての役割」、「緑地、公園としての役割」、「博物館としての役割」の 3 つを目指すべき将来像としてまとめ、整備活用の方針を定めています。

③特別史跡加曽利貝塚新博物館基本計画

教育委員会事務局生涯学習部文化財課、令和４(2022)年２月策定

史跡内を縄文時代の景観に復元することを目指し、昭和 41(1966)年 11 月に開館した千葉市立加曽利貝塚博物館を史跡外へ移転するため、上記①・②に基づいて、新たな博物館を整備する方針を示した計画です。縄文文化とＳＤＧｓを学ぶことができる博物館を目指し、その事業活動計画や施設計画、管理運営計画等をまとめています。

④千葉市民ギャラリー・いなげ旧神谷伝兵衛稲毛別荘保存活用計画

市民局生活文化スポーツ部文化振興課、平成 27(2015)年３月策定

千葉市民ギャラリー・いなげ敷地内にある、国登録有形文化財「旧神谷伝兵衛稲毛別荘」の保存・活用を推進するため、策定した計画です。平成 25(2013)年度に実施した本建物の耐震診断により、耐震安全性に問題があることが明らかになりました。耐震補強を含む修理工事の計画を具体化し、一般公開及び利活用を継続発展させるため、文化財の持つ価値を明らかにするとともに、保護、環境保全、防災、公開活用の方針を示しています。

3 計画期間

地域計画の計画期間は、上位計画である「千葉市基本計画」の計画目標年次の令和14(2032)年に合わせることとし、令和 8～14(2026～2032)年度の 7 年間とします。

また、開始から 4 年目までを前期とし、4 年目にあたる令和 11(2029)年度を計画の見直し期間に設定し、残りの 3 年間を後期とします。

地域計画の計画期間

年度	計画期間							
	R 7 (2025)	1 年目 R 8 (2026)	2 年目 R 9 (2027)	3 年目 R10(2028)	4 年目 R11(2029)	5 年目 R12(2030)	6 年目 R13(2031)	7 年目 R14(2032)
地域計画		前 期				後期		
千葉市 基本計画								

4 対象となる文化財の定義

これまでの文化財保護行政は、文化財保護法によって定義づけられる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 つの類型及び文化財の保存技術、埋蔵文化財を保護対象とし、重要なものを同法や県・市の条例に基づき、指定等文化財としてきました。

しかし、これまで文化財として一般的に認識されてこなかった未指定文化財の中にも、市民が「後世に残したい」と考える、地域で大切にされてきた歴史的・文化的な要素があります。

地域計画では、これらを踏まえ、未指定文化財を文化財の 6 つの類型に当てはめながら、その保存や活用を検討します。長い歴史の中で、地域で大切に守られてきたこれら未指定文化財を含むことで、より市民が文化財を身近なものとして認識し易くなり、保護・継承していく意識の向上につながります。

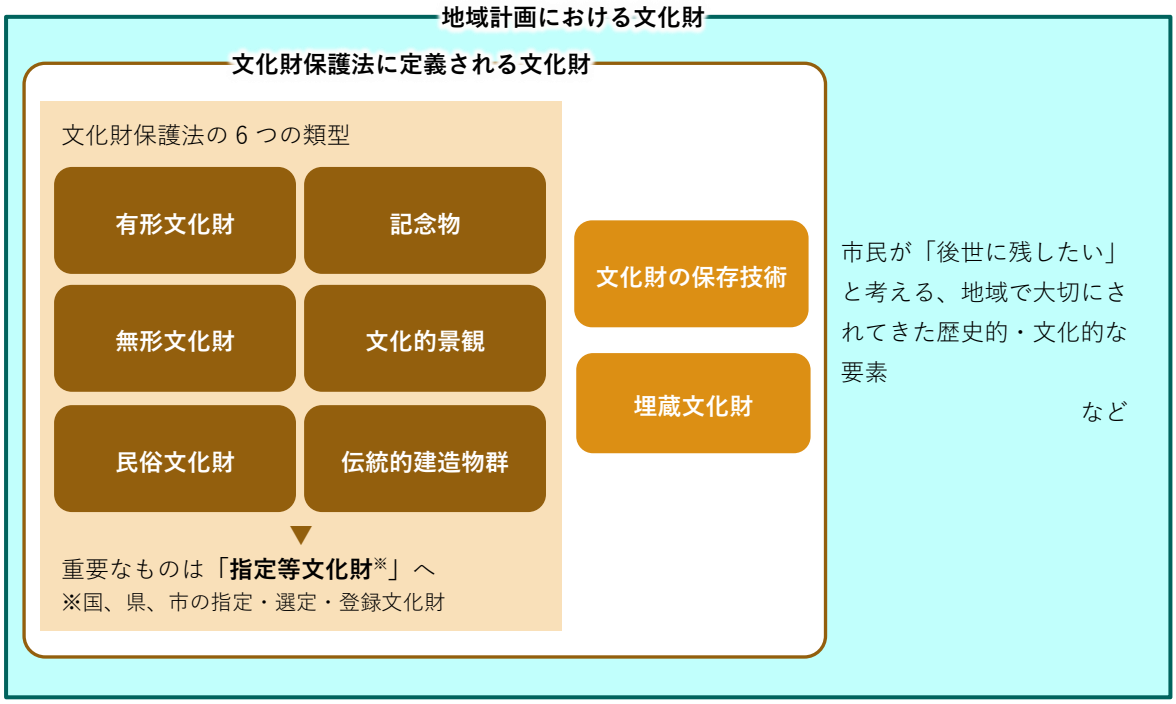

平成 24 年（2012）２月に文化庁から示された「歴史文化基本構想」策定技術指針では、「歴史文化とは、文化財とそれに関わる様々な要素が相互に関係し合い、一体となったものである。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持･継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、本技術指針でいう文化財の周辺環境のことである。」と示されています。

地域計画では、千葉市の文化財と「文化財に関わる様々な要素」を一体的に捉えたものを、千葉市の歴史文化とします。